

令和元年度第3回高知県障害者施策推進協議会の概要

1 日 時 令和2年2月18日（火） 14時00分から16時30分

2 場 所 高知城ホール 4階 多目的ホール

3 出席者

【委員】

岡村委員、片岡委員、久保委員、鈴木委員、竹島（春）委員、竹島（和）委員、津野委員、中澤（清）委員、西村委員、平野委員、福島委員、松浦委員、松本委員、南委員、宮崎（俊）委員、宮崎（保）委員

（20名中16名出席）

【事務局】

井上地域福祉部副部長、西野障害福祉課長、山崎障害保健支援課長 他

4 議事内容

- （1）令和2年度障害者施策の概要について事務局から説明した後、質疑応答。
- （2）第6期高知県障害福祉計画・第2期高知県障害児福祉計画について事務局から説明した後、質疑応答。
- （3）障害者差別解消法の国の見直し状況について事務局から説明した後、質疑応答。

【質疑応答要旨】

(1) 令和2年度障害者施策の概要について

(委員)

- ・ 1月31日の新聞に、ひきこもりの人への居場所づくりについて記事があった。ひきこもりで働けない人は居場所づくり、働ける人は就労支援とそれぞれの支援がある。この10年、国も障害者に就労を促す動きがある。8050問題のように苦労している方が多い。
- ・ 地域移行については、人数など目標値を定めてほしい。

(事務局)

- ・ 今回ひきこもりの方への取組みで特に強化しているのは、それぞれの方がバックグラウンドを持っており、個別性が高いため、各個々人にしっかりアセスメントを実施したいと考えている。その中で、本人が就労を希望し、就労に繋げていけそうな状況であれば繋げていき、一方で医療機関の治療を優先すべき方もいる。それぞれの状況に合った対応をしていきたい。
- ・ 地域移行に関する退院者数の目標値は、障害福祉計画のなかで、3か月時点での退院率など、率により目標値を定めている。1年以上の長期入院の患者数を1,757人としている。その数値になるべく近づけるように取り組んでいきたい。

(委員)

- ・ 圏域協議会を作る目的と、アウトカムは何か。以前から次年度に立ち上げると言われているが、その協議会で協議される中身と、どのような効果があるのか。

(事務局)

- ・ 最も話し合いが行われる場は、市町村の協議会であると思う。市町村の協議会では個々の事例を取り上げ、それぞれの支援について協議できるようにしたいと考えている。
- ・ 現状、なかなか市町村で協議の場を設けることが難しい自治体が多いと認識しているので、まずは圏域ごとの市町村で集ってもらい、圏域での課題などを認識してもらったうえで、各市町村で個別の検討をしていけるような基礎作りをしたいと考えている。

(委員)

- ・ 以前も話したが、長期入院の患者さんは年間1万から2万人亡くなっている。この状況で、未だその段階の状況であれば長期入院の方はいつ退院できるのか。
- ・ そもそも、**ReMHRAD**（リムラッド：地域精神保健医療福祉資源分析データ）を見ればどこの圏域に何人の長期入院患者がいるのか分かる。そうであれば、よりその患者数が多い圏域に戦略的に介入していく、もしくは介入できなかったとしても、その圏域で活動・活躍している人や団体を巻き込みながら、そこを切り口にモデル例を作っていくしかない。
- ・ 昨年10月9日（精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムに関する保健・医療・福祉関係者による協議の場の立ち上げに向けた事前検討会（以後、10月9日の検討会という。))により具体的にどう進めていくか協議を行った。しかし全く進んでいない。その協議の場にいたメンバーは、キャラバンを組んでやる気のある圏域に介入していく意気込みも話していた。
- ・ すでに取り組みが進んでいる幡多地域に入っていく、そこを基盤にするということだが、幡多地域は自主的に動きが取れる圏域である。そういった状況で、事務局が何をしたいのか分からない。戦略を持って取り組まなければ、長期入院の方はどんどん亡くなってしまう。
- ・ もちろん長期入院の方のなかには退院が難しい方もいる。しかし、働きかけによって退院のチャンスがある方はいる。そのモデルを作ることは、半年から1年あればできるのに、それを1年、2年度引っ張っている。

- ・ 次に、短時間雇用について、モデル化をはかるということだが、モデル化をどう進めていくのか。そのスキームを示してほしい。
- ・ 農福連携について、安芸圏域のナス農家を巻き込んだ話であると思うが、これは就労継続支援 B 型事業所の話とセットなのか、就労移行など一般就労を目指す方の話なのか、どういう流れで考えているのか。

(事務局)

- ・ 短時間雇用のスキームは、東京大学の先生が週 20 時間よりも短い超短時間雇用の体制を考えられていることを聞き、一足飛びにはいかないかもしれないが、特例交付金の対象になる週 20 から 30 時間の間の勤務形態の方を実際に受け入れてくれる企業にまず受け入れていただき、その状況を協議しながら検討していきたい。

(委員)

- ・ 東京大学の近藤先生による研修会での内容のことだと思うが、それは業務定義をしっかりとしなければ実現しない。それぞれの事業所や企業の業務機能の関連図をしっかりと整理したうえで、それぞれ業務定義を行い、どの業務を超短時間雇用で担ってもらえるか検討することとセットである。これが高知県内の企業で可能などころがあるのか。

(事務局)

- ・ 超短時間までは、なかなか踏み込めないとは思っている。

(委員)

- ・ 短時間雇用も同じ話である。業務機能を整理したうえで、どの業務であれば短時間雇用で障害のある方が得意を生かして働けるのか、マッチングをはかるべき。そのモデルを作らなければ、短時間雇用をどこかにやってほしいと言っても難しいだろう。
- ・ 戦略的に取り組まなければ、障害のある方が就労の場に行って何をすればいいのかわからず混乱してしまう、あるいは逆に自信をなくしてしまい、結果的に就労意欲を失ってしまいかねないリスクが十分にある。

(事務局)

- ・ そのようなことにならないようにしたい。モデルを作る前に、業務定義などしっかりと検討していきたい。

(会長)

- ・ 農福連携についてはどうか。

(事務局)

- ・ 安芸の取り組みを県内に横展開していくことについて、B 型事業所というよりは一般就労の方向で、個々人が農家等で就労するマッチングを進めていくことが基本となっている。一方、B 型事業所の施設外就労という形での農業の実施もコーディネーターによるマッチングで進めている状況である。両輪のような形で県内で農福連携を進めていければと考えている。

(委員)

- ・ その方向性について特に意見はない。しかし、ぜひ配慮していただきたいのは、障害のある人を雇い慣れていない方たちが雇用を進めていくことへの配慮。労働者としての権利がしっかりと守られることが重要である。障害がある方々への理解をはじめ、障害がある方の労働者としての権利や、就労の場での配慮について、農家の方に確認あるいは、様々な教示をお願いしたい。

(委員)

- ・ 鈴木委員の話で、10月9日の検討会で協議が行われたという内容があった。また、幡多圏域に入っていったという話も進んでいないということだが、詳しく教えてほしい。

(事務局)

- ・ 地域移行の進め方について、鈴木委員に相談させていただいた際、市町村もどのよ

うに議論を進めていったらいいか分からないので、有識者に進めていく手助けをしてもらえる話をいただいた。幡多圏域を選んだ経緯としては、ある程度取り組みが進んだところから始めたほうが最初の取っ掛かりを作るにはよいのではと考えたことから、ズレが生じてしまったと思われる。

(委員)

- ・ 私ひとりの思いではなく、10月9日の検討会の場にいた全員の思いと障害保健支援課のズレであると思う。

(事務局)

- ・ 私どもの認識のズレであったと思う。

(会長)

- ・ その対応については、今後別の場でしっかりと議論し、障害保健支援課として進めてもらいたい。

(委員)

- ・ 障害者の就労について、私の事業所でも障害者を雇用している。一方で、障害者による生産活動も行っている。当初、障害者を雇用してから半年ほどたったある時に、幹部職員が集まって話をした際、日ごろ障害者とかかわっている自分たちが実際に障害者の就労を受け入れる難しさをすごく感じていると話したことが忘れられない。一般企業が障害者を雇用するのは大変なことだと議論した。
- ・ 障害や障害者について理解しようと熱心に取り組んでくださる企業があることも事実である。しかし、そうでない企業にどんどん障害者が就職していることも事実である。これは非常に危ない。就労したことが不幸の始まりとなりかねない。障害者の就労とはどういうものか、雇用側へ分かってもらわなければならない。

(委員)

- ・ 障害者就労が進んできていて、それ自体はすごくいいが、相談ができて、生きがいを感じて働けるのかという問題がある。
- ・ 今は農福連携で、来年度は林業や水産業にも障害者雇用の展開をと国は考えているようだが、今のなり手不足、人手不足を解消するために、障害者を就労させようとしているように思える。そこで障害者が安く雇用されることや、危険回避や権利を主張できるような雇用なのか疑問がある。
- ・ 以前、ある番組で安芸の炭焼き場で働く障害者を素晴らしいことのように報道していたが、危険な作業を障害者がひとりでやっているのか疑問を持った。
- ・ 就労によって、本当に障害者の人生が豊かになるのか、行政の責任は重いが、今までの説明ではそれがしっかり担保されるのか疑問がある。

(事務局)

- ・ 労働力という観点だけで雇用されてしまうと、今のご意見のような心配が起こりうると思う。農福連携は安芸で広がってきているが、全員が大丈夫かという自信はないが、話を伺った農家の方によれば、障害がある方に対する理解に熱心であり、単なる労働力として捉えるのではなく、「来れるときに来てもらえれば」という緩やかな雇用をしてくださっていたり、福祉の心を持った方による農福連携と感じている。
- ・ しかし、そういった方ばかりではないということだと思う。全員が理想の形の雇用となるよう、様々なかたちで雇用者側にも働きかけをしていきたい。

(委員)

- ・ 労働力目当てではなく、補助金目当て。自分が経験したことだが、自分を雇ったことで、施設のバリアフリー化が進んだり、機械が新しくなったりした。しかし、3年ほど雇われたのち、いじめにあったり暴力にあったり辞職に追い込まれた。そんなことが起きてしまう。
- ・ 障害者への理解の話の前に、行政機関が障害者雇用の入り口で補助金の説明ばかり

をして、事業主が雇うことになれば、目的と手段が逆になってしまう。県として、この入り口の部分をしっかりやってほしい。

(会長)

- ・ 各委員の意見をしっかり受け止め、事業運営にあたってほしい。

(委員)

- ・ 短時間勤務の雇用の部分で特例給付金の話が出たが、これは難病患者も対象になるのか。合同説明会で労働局から紹介してもらった難病患者さんが企業に電話をすると「(障害者)手帳を持っているか」と聞かれたことがある。
- ・ また、特例給付金に期限、期間はあるのか。1年ほど勤めた方が、少し前からパワハラにあって結局鬱になって、1年以上就労できない状態になった。

(事務局)

- ・ すぐに手元に資料がない。難病が対象になるかは確認させてほしい。
- ・ 特例給付金の期間については、前年度の実績に対して翌年度支払う流れ。先払いではないので、実績に応じた支給になっている。

(委員)

- ・ 保健体育課のオリンピック・パラリンピック教育の資料について、座学も必要であると思うが、実際東京へ代表の学生を連れて行ってパラリンピックを見せる遠征費のような予算は組めないか。

(事務局)

- ・ 県のほうで、遠征のための旅費等は予算準備ができていないが、オリンピック・パラリンピック関連の教育事業は、スポーツ庁の国費事業であり、その中には観戦を希望する学校を募っているので各学校へ情報提供は行っている。

(委員)

- ・ 竹島(和)委員からの質問へ補足説明したい。詳しい資料が労働局にまだ来ていないので、概略のみとなるが、障害者の短時間労働者への特例給付金について障害者雇用促進法の一部が改正される。令和2年度4月1日から特例給付金ができる予定。雇用率未達成の事業所に対し、不足1人あたりにつき、月額5万円の納付金制度がある。この納付金を財源に、雇用率達成企業には超過1人あたり調整金や報奨金がある。
- ・ 今回の特例給付金は、最低10時間から20時間未満の雇用を達成している企業に対し、前年度4月1日から翌年3月末までの人数に対し、翌年度申請をしてもらい、100人超の企業は1人あたり月額7千円、それ未満は1人あたり月額5千円支給する仕組み。
- ・ この助成がなくなったタイミングで辞めさせられるのではという意見があたが、特例給付金については、中長期にわたり短時間勤務で、長時間労働に移れない方も見られるため、不確かではあるが支給期間を限定しないこととされている。しかし、支給上限の人数があるので、人数に達すれば(新規)雇用は終了となる可能性はある。
- ・ 難病患者の方が対象労働者に入るかどうかについては、確認でき次第説明したい。
- ・ またハローワークにも各種助成金がある。障害者に限らず、高齢者やひとり親の方など就職が難しい方を雇った事業主に助成金を支給している。支給が終われば解雇であったり、自己退職にもっていくような事業主もいる。こういった状況から国からも労働局は就職者の継続就労が続くよう、定着支援に必ずまわるよう指示を受けている。
- ・ 最近では、退職の理由に関係なく一定数以上の退職者を出した事業主には以後支給しないという制度もできてきた。助成金については良い面もあれば、弊害もあるので、その点を見極めながら他機関と連携しながら、障害者の方など就職が難しい方の就職支援、また就労継続支援をしていきたい。

(委員)

- ・ 高齢者を採用した際に支援があると聞いたが、65歳の方には、ハローワークの担当者が助成がある情報をくれた。しかし別の方は、書類を持っていくまで助成内容を知らなかった。各事業所は助成金の制度を知っているのか。

(委員)

- ・ 助成制度の周知が足りないことは、事業主から度々お叱りを受ける。ハローワークを通じて就職された場合は、必ず事業主に情報提供しているが、1つ難点がある。高齢者であれば年齢は分かるが、ひとり親の方や障害者の方などは本人の了解を得たうえで、個人情報事業主に伝えるので、難しい場合がある。助成金の制度周知については一層力を入れていきたい。

(2) 第6期高知県障害福祉計画・第2期高知県障害児福祉計画について

(委員)

- ・ 26ページに、精神障害の退院について国が指針を示している。県が行った10月9日の検討会で、幡多圏域に専門チームが行くことになっているのなら、すぐに動いてほしい。
- ・ 数値目標や計画を作るだけでは意味がない。長期入院患者を5人だけでもいいから退院させるなどしなければ、いくらこんな会を開いても無駄である。

(事務局)

- ・ 地域移行については、具体の人数を示して進めてほしいということでしょうか。

(委員)

- ・ 10月9日の検討会でどのような話があったのかわからない。

(委員)

- ・ 今後、10月9日の検討会のような議論を重ねる場が必要になってくる。また動きがあればご報告をさせていただくことでご理解いただきたい。
- ・ どう数値目標をたてるのかは重要なこと。すでに国立精神保健研究所が、長期入院患者がどの圏域に何人いるのか視覚化している。やはり戦略をもって進めていくことが重要になってくる。一人でも二人でもということ。退院できなかったとしても、チームができたという成果でもよい。しかし、数値目標がないと進められない。アウトカムをどうするのか明確にすべき。

(会長)

- ・ 現計画においても、しっかりと実績を積み上げてもらいたい。

(委員)

- ・ 予算の関係で、障害者の施設整備事業費は前年に比べて半分ほどになっている。また、中山間地域のグループホームの一覧が資料で示されているが、グループホーム等の整備費が減ったなかで、地域へ移行という話が進んでいるが、予算との関係はどうなっているのか。

(事務局)

- ・ グループホーム等を含む施設整備事業については、当初予算要求ではお示ししているよりも多い額を要求していたが、令和元年度の国の補正予算で前倒しで要求をし、当初予算ではなく補正予算で採択されるよう働きかけたことから、予算が減少したものの。

(委員)

- ・ 各圏域に国の指針のなかにもある地域生活支援拠点は県内にどれくらいあるのか。

(事務局)

- ・ 地域生活支援拠点の整備は、なかなか遅れている。県内では、中芸広域連合に1か所、嶺北地域に1か所の合計2か所となっている。

(委員)

- ・ 国の基本方針のなかで、年に1回運営状況を検討するとなっているが、それまでに何か不備があったのか。

(事務局)

- ・ 全国的にも、地域生活支援拠点の整備は遅れている。もともとは第4期計画の目標があったが、なかなか進まず第5期計画においても各市町村が設置することを目標としたが、なかなか進んでいない。しかし、増えてはきているので、設置したところが名ばかりでなく、目的に沿った運営がされているか検証する意味合いであると認識している。

(委員)

- ・ 地域生活支援拠点の設置については随分前から話があった。各圏域に設置という話もなかなか受け入れ先がないのでこういう状況になっている。今後増やすには、法人などに働きかけを行っていくしかない等、難しい面があるのではないかと考えている。

(事務局)

- ・ 地域生活支援拠点については、各市町村が設置するという事で、各市町村が管内の事業所と連携をし、ひとつの入所施設で行うのか、面的整備で入所・通所・相談支援事業所など合わせてネットワーク化して行うのか等、各市町村で考えていただくこととなっている。
- ・ 昨年度、国の職員に来てもらいワークショップや説明会を開催したように、市町村が進めやすいよう、県としても出来るだけ支援していく必要があると考えている。

(委員)

- ・ グループホームのない市町村もある。自分が住む市町村にグループホームがないため地元から離れて生活する人もいる。このような状況で地域へ移行といっても実際住みたくても住めない状況が生まれている。グループホームの拡充というか新しく捻出する取組を県にしてもらいたい。

(事務局)

- ・ 住み慣れた地元に住み続けられるための整備について、課題と認識している。各市町村に1か所あることが理想だが、少なくとも各圏域内で一定カバーできるように考えている。来年度、グループホームの少ない安芸圏域では、新規で1か所整備する計画になっている。
- ・ 引き続き、住まいの場の確保という点で事業所等と相談・協議しながら進めていきたい。

(委員)

- ・ 県はグループホーム設置にあたり奨励しているが、例えば既存のグループホームで、今まではなかった消防法の改正などから後付けでかかってくる費用負担を見越した補助制度にしてほしい。カメラやスプリンクラーなど各部屋に付けなければならず、後から費用負担が発生してくるものがある。前もって必要になってくるものは予測して整備してほしい。

(事務局)

- ・ スプリンクラーの設置については、他県の事件・事故事例により基準が厳しくなってきた。命を守るものなので、改修の補助について積極的に考えていきたい。

(委員)

- ・ 地域福祉政策課の福祉・介護人材の資料に関して、お願いと質問がある。介護保険のデータが示されているが、この場合は、障害者施策推進協議会なので、可能であれば障害関係のみを取り出して見せてほしい。国の資料などでよく福祉・医療などデータが合わさっていて障害のみを取り出せず困ることがある。

(事務局)

- ・ 資料のデータはご指摘のとおり介護人材のデータである。他データは、庁内で探し、

後日分かればデータ整理をしたい。

- (3) 障害者差別解消法の国の見直し状況について
- 質疑等なし。